

令和5年度区民施設・行政施設監査の結果に係る措置状況報告

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、令和5年度区民施設・行政施設監査の結果に係る措置状況について、別紙のとおり公表する。

令和6年3月28日

東京都北区監査委員	佐藤明充
同	戸枝大幸
同	青木博子

5北地地第3295号

令和6年3月12日

北区監査委員 殿

東京都北区長

山田 加奈子



令和5年度区民施設・行政施設監査の結果に係る措置状況について

このことについて、令和6年1月22日付5北監第1674号により報告された監査結果については、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき報告します。

記

1 意見・検討事項

和室の利用率が低い状況が続いている。歳入確保や区有施設の有効活用および昨今の貸出室のニーズや利用者への利便性等を鑑み、利用率の低い貸出施設については、稼働率を高めるよう検討されたい。

(十条台ふれあい館)

2 措置内容

第6和室につきまして、3月末までに畳敷きを土足対応フロアシートに改修します。引き続き、利用者の利便性向上に努めてまいります。